

対象地域について

別紙

期間	対象地域
<p>令和7年1月19日から同年10月13日まで</p>	<p>大阪市此花区北港白津一丁目5番から8番まで及び10番から12番まで、北港緑地一丁目2番、北港緑地二丁目1番(別図に示す部分に限る)、2番及び3番 大阪市住之江区南港北二丁目5番(別図に示す部分に限る)、南港北三丁目5番</p> <p>1から8までに掲げる点を順次に結んだ線、8に掲げる点と9に掲げる点とを結ぶ海岸線、9から12までに掲げる点を順次に結んだ線及び12に掲げる点と1に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域</p> <p>1 北緯34度40分04秒、東経135度23分16秒の点 2 北緯34度40分08秒、東経135度22分36秒の点 3 北緯34度39分38秒、東経135度21分59秒の点 4 北緯34度39分07秒、東経135度21分43秒の点 5 北緯34度38分33秒、東経135度22分00秒の点 6 北緯34度38分07秒、東経135度22分24秒の点 7 北緯34度38分01秒、東経135度23分08秒の点 8 北緯34度38分02秒、東経135度23分54秒の点 9 北緯34度38分24秒、東経135度24分19秒の点 10 北緯34度38分25秒、東経135度24分17秒の点 11 北緯34度39分06秒、東経135度24分51秒の点 12 北緯34度39分32秒、東経135度24分35秒の点</p>

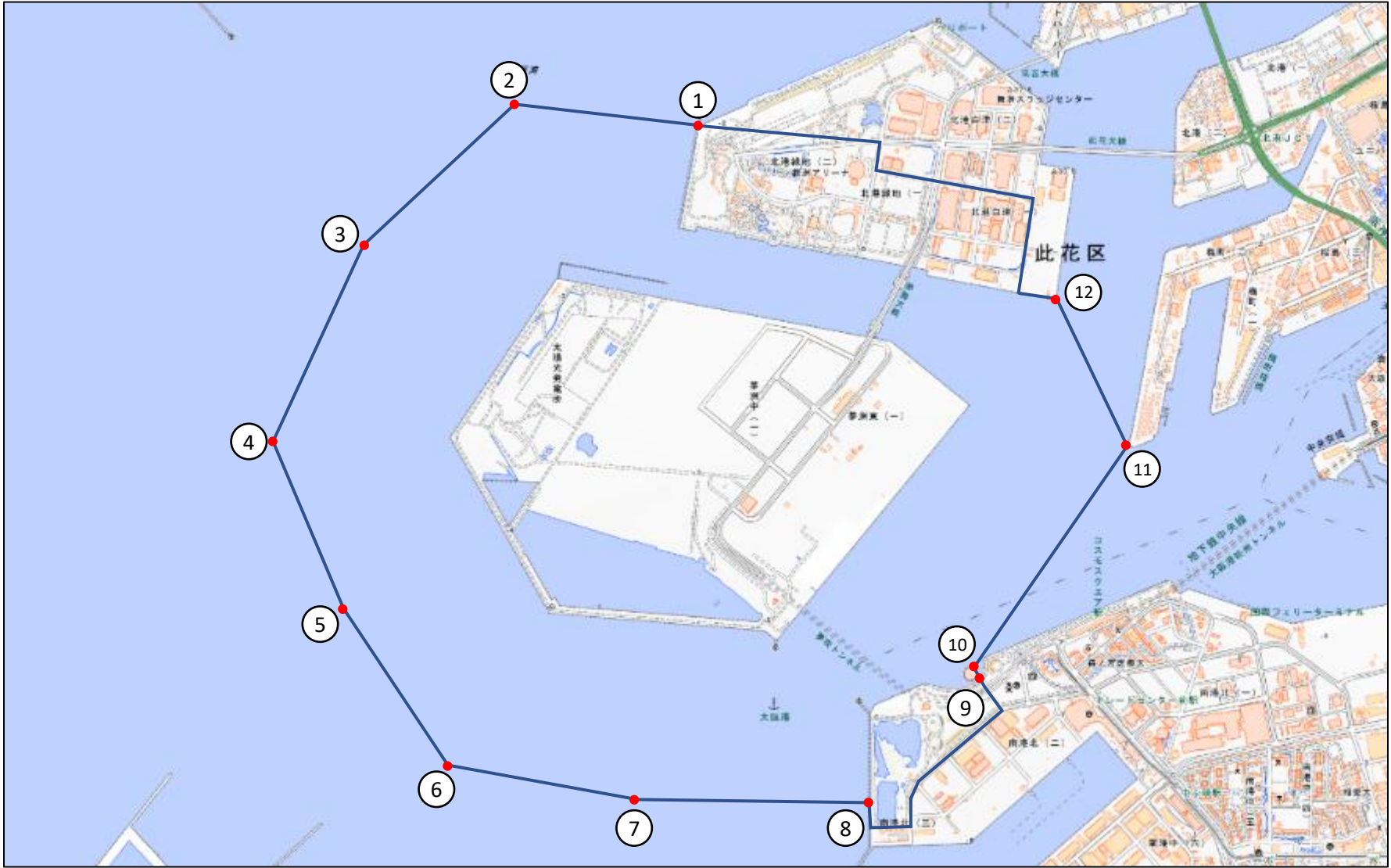
1 この表の対象地域の欄に掲げる区域に含まれる水面の区間は、対象地域に含まれるものとする。

2 側端の一方のみがこの表の対象地域の欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象地域に含まれるものとする。

3 この表の対象地域の欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象地域は、なお従前の例による。

大阪市此花区に所在する夢洲

別図



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しています。また地図上に示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略を示す参考図となっています。

国土地理院の地理院地図を利用

 対象地域を示す